

令和 5年 5月 1日

## 老齢給付金（年金）定時支払のお知らせ

令和 5年 6月 定時支払日：令和 5年 6月 1日（木）です。

（令和 4年 12月～令和 5年 5月分をお支払いいたします。）

この定時支払に係る「年金支払のお知らせ」は、令和 5年 5月 30日（火）に支払業務を委託している住友生命から発送する予定です。

※指定口座への入金時間は、金融機関により異なることから、午前中にお引き出しできない場合がありますので、ご了承ください。

### 老齢給付金（年金）について

- 年 2回（6月・12月の各1日）の支払となります。（1日が非営業日の場合は翌営業日）
- 「雑所得」として所得税の課税対象となります。
- 所得税法上、企業年金は「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出ができないため、年金の支払時に一律で所得税の源泉徴収（支給額の 7.6575%）を行っております。
- 源泉徴収された所得税の還付等につきましては、翌年 1月に「公的年金等の源泉徴収票」を送付いたしますので、確定申告により、ご対応ください。

◇住所、送金先の金融機関を変更する場合は、変更届をお送りいたしますので、当企業年金基金へお早めにご連絡ください。

【次回の年金 定時支払日は 令和 5年 12月 1日（金）の予定です。】

【お問合せ先】 TEL：03-3560-7017（受付時間 平日 9：00～17：00）